

情報取扱責任者 各位

株式会社名古屋証券取引所

自主規制グループ長 中村 秀昭

新TDnetの稼働に伴う  
「コーポレート・ガバナンスに関する報告書」記載要領等の改訂について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、重要な会社情報の適時かつ適切な開示にご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当取引所では、「コーポレート・ガバナンスに関する報告書」（以下「報告書」とします。）において、指名委員会又は報酬委員会に類似する任意の委員会を設置している会社が当該任意の委員会の設置状況について記載することを推奨してまいりましたが<sup>1</sup>、このたび、新TDnetの稼働<sup>2</sup>（本年2月28日予定）に合わせ、当該内容について独立した表形式の記載項目として新設することといたしました。

また、社外役員と会社との関係の記載について、独立役員届出書のご提出に際して把握いただく情報を基に記載できるよう、社外役員の「会社との関係についての選択項目」（チェックボックス）についても併せて見直すことといたしました。

これらを踏まえた報告書の様式及び記載要領の改訂内容について、ご通知申し上げます。

新TDnetの稼働（本年2月28日予定）後に報告書を作成（更新）される際には、改訂後の作成入力フォームをご使用いただくこととなります。最初に改訂後の作成入力フォームをご使用の際は、任意の委員会の設置状況に係る新設項目への記載及び社外役員の「会社との関係についての選択項目」の更新（再選択）をいただきますようお願い申し上げます。

なお、改訂前の作成入力フォームで一時保存し、新TDnet稼働後に提出する場合も同様のご対応が必要となります。定時株主総会後の更新時期と重なる11月期及び12月期決算会社におかれましては、特にご留意ください。

敬 具

<sup>1</sup> 平成26年4月28日付け名証自規第8号「任意の委員会の設置状況の開示に係る「コーポレート・ガバナンスに関する報告書」記載要領の改訂について」をご参照ください。

<sup>2</sup> 平成27年2月16日付け名証自規第4号「新TDnetの稼働について」をご参照ください。

## ○ご留意事項

- ※ 任意の委員会の設置状況について、旧記載要領に基づき、「2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）」に記載いただいている場合につきましては、当該記載内容について新設の記載欄へ移動いただきますようお願いいたします。

### 【新設する「任意の委員会の設置状況」に係る入力画面イメージ】

◎ 指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無  なし

☆イ. 任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の両性

委員会の名目	委員会の名目	全委員 (名)	常務委員 (名)	社内取締役 (名)	社外取締役 (名)	社外有識者 (名)	その他 (名)	委員長 (議長)
指名委員会に相当する 任意の委員会								なし
報酬委員会に相当する 任意の委員会								なし

☆ロ. 補足説明

- ※ 平成26年会社法改正では、「委員会設置会社」から「指名委員会等設置会社」に名称変更されますが、報告書の様式及び記載要領においては、改正会社法の施行に先立って本年2月28日以降提出分から当該名称変更を行います。なお、会社法改正により導入される監査等委員会設置会社に対応した様式及び記載要領については、改めてご通知させていただきます。
- ※ 今後、平成26年会社法改正及びコーポレートガバナンス・コードの制定に伴い、独立役員の実務上の留意事項（独立役員届出書の様式含む。）の改訂を予定していますが、こちらについても改めてご通知させていただきます。

以上

### 【別紙資料】

- 別添1 「コーポレート・ガバナンスに関する報告書」記載要領（改訂部分抜粋）（平成27年2月28日改訂版）
- 別添2 「コーポレート・ガバナンスに関する報告書」記載要領（平成27年2月28日改訂版）
  - ※ 会社情報適時開示ガイドブックの次の箇所の見直しを行うものです。
    - 第9章 名証への提出書類
    - 3. コーポレート・ガバナンスに関する報告書 (2) 報告書の記載要領（第9章-25～49頁）

#### 【本件に関するお問合せ先】

株式会社名古屋証券取引所 自主規制グループ（上場監理担当）  
電話：052-262-3174 電子メール：[syoken@nse.or.jp](mailto:syoken@nse.or.jp)